

訪問種別	医療保険による訪問看護				
訪問看護を利用できる方	医療保険の被保険者の資格を有し、かつ、以下の条件に合う方のうち、その方の主治医が訪問看護を受ける必要性を認めた方 ①介護保険が非該当の方 ②介護保険が該当する方でも、厚生労働大臣が定めた疾病等のある方				
利用料金 (月額)	医療保険が「1割」負担の場合、以下の算定により月ごとに料金が発生します。 医療保険の負担割合が「2割」の方は以下の料金の2倍、「3割」の方は3倍の料金となります。 医療保険の他、公費負担による医療制度もお取り扱いします。				
	【基本サービス料金】				
	基本療養費 + 管理療養費 + 時間外加算 (単位:円/回)				
			基本療養費	管理療養費	時間外加算 18時～22時 6時～8時
			医療	医療	医療
	看護師	3回目まで/週	555	/	210
	4回目以降/週	655			
	入院中の外泊/日	850			
	1回目/月	767			
	2回目以降/月	300			
【その他の療養費】					
訪問看護情報提供療養費1(町へ)		150円/月			
訪問看護情報提供療養費3(病院へ)		150円/月			
ターミナルケア療養費1		2,500円			
【その他の加算】					
24時間対応体制加算		680円/月			
複数名訪問加算		450円/月			
特別管理加算		250円/月			
" (重傷者)		500円/月			
退院時共同指導加算		800円			
特別管理指導加算		200円			
退院支援指導加算		600円			
" (長時間)		840円			
難病等複数回訪問加算(2回)		450円/月			
" (3回以上)		800円/月			
条例による 利用料	衛生材料代		一部実費		
	エンゼルケア料		5,500円		
交通費	小国町内への訪問		無 料		
緊急時連絡先:電話 61-1002 (おぐに訪問看護ステーション)					

